

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要
(環境保全型農業直接支払交付金)

令和 7 年 1 0 月 6 日
狭 山 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1 号 事業	2 号 事業	3 号 事業	4 号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
		○		狭山市地域内	無	令和 7 年度～令和 1 1 年度	入間・狭山地域環境保全型農業研究会
		○		狭山市地域内	無	令和 7 年度～令和 1 1 年度	入曽の里環境保全型農業研究会